

交付する証明書等

1 資格情報通知書（資格情報のお知らせ）

組合員資格取得、被扶養者認定、所属所間の異動等に伴う組合員記号番号の変更及び氏名変更の都度、該当する全ての組合員及び被扶養者に係る「資格情報通知書」を、所属所共済組合事務担当課を経由して交付します。

なお、令和6年8月3日時点で資格のある組合員等に対しては、「資格情報のお知らせ」を令和6年10月下旬にすでに交付済みであり、令和6年8月3日以降に資格取得した組合員等に対しては、令和6年12月1日までに順次交付を行います。

また、令和6年12月2日以降に資格取得した組合員等に対しては、オンライン資格確認等システムへのデータ登録完了後、「資格情報通知書」を交付します。

※ 令和6年12月2日をもって、「資格情報のお知らせ」から「資格情報通知書」に変更されますが、既に交付した「資格情報のお知らせ」は引き続き有効です。

2 資格確認書

令和6年12月2日以降、マイナ保険証を保有していない（マイナンバーカードの健康保険証利用登録をしていない）組合員等に対して、資格確認書（従来の健康保険証と同様のカード型）を、所属所共済組合事務担当課を経由して交付します。

- ① マイナンバーカードを取得していない方
- ② マイナンバーカードを取得しているが、健康保険証利用登録を行っていない方
- ③ マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの方（3か月間は有効）
- ④ マイナ保険証の利用登録解除を申請した方
- ⑤ マイナンバーカードでの受診が困難な配慮が必要な方（高齢の方や障害をお持ちの方など）で、資格確認書の交付を申請した方

当分の間、共済組合が資格確認書の交付が必要であると判断した方に対して職権で交付することができることから、①～③に該当する方を共済組合で判別し、経過措置期間（令和6年12月2日～令和7年12月1日）の終了までに、資格確認書を交付します。これにより、マイナ保険証の有無にかかわらず、切れ目なく組合員等が保険診療を受けることが可能な体制を整えます。

なお、経過措置期間中は、組合員資格取得届及び被扶養者申告書等の「資格確認書希望欄」の希望の有無にかかわらず、資格確認書を職権で交付します。

おって、交付スケジュールや有効期限等については、別途お知らせいたします。

ただし、令和6年12月1日までに発行された組合員証等を紛失された方のうち①または②に該当する方及び⑤に該当する方については、「資格確認書交付申請書」を提出することにより交付しますので、組合員等から資格確認書交付申請書の提出があった場合は、所属所長の証明を付したうえで、共済組合へ御提出ください。

3 所得区分等に依じた自己負担割合に関する証明書等

次の証明書等については、引き続き申請に基づき交付を行います。

なお、高齢受給者証（70歳以上75歳未満の方）については、年齢に応じて共済組合から交付しますので、申請等は不要です。

- ・ 限度額適用認定証※
- ・ 限度額適用・標準負担額減額認定証（非課税の方）
- ・ 特定疾病療養受療証（人工透析を必要とする慢性腎不全の方等）

※ マイナ保険証で医療機関等を受診する場合は、高額療養費制度における自己負担限度額を超える支払いが免除されるため、限度額適用認定証は不要となります。

4 長期組合員証及び後期高齢者等短期組合員証

原則、組合員証は令和6年12月2日をもって廃止となりますが、75歳以上の組合員については、資格確認書や資格情報通知書では共済組合の組合員であることが判断できないため、長期組合員証及び後期高齢者等短期組合員証を引き続き交付します。

5 その他

(1) マイナ保険証の利用登録解除について

マイナンバーカードの健康保険証利用登録を解除する場合は、「マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除申請書」の提出が必要です。

申請書の提出に基づき、利用登録解除を共済組合で行い、利用登録解除後に保険診療を受けるための資格確認書を該当者へ交付します。

なお、マイナ保険証の利用登録解除を行った方が、再度マイナ保険証の利用登録を行うことも可能です。

(2) 再交付申請書及び紛失届出書について

組合員証等の廃止に伴い、「組合員証等再交付申請書」及び「組合員証等紛失届出書」を、「資格確認書等再交付申請書」及び「資格確認書等紛失届出書」へ変更しました。提出の際は、新様式で御提出ください。